



八 監 第 2 1 4 号

令 和 3 年 8 月 1 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和2年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和3年2月2日付け八監第412号により提出した令和2年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市教育委員会教育長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区分	所見及び措置内容
教育センター	指摘事項	<p>1 物品修繕契約について</p> <p>【所見】</p> <p>令和2年度教育ネットワークシステム周辺機器修繕（その1）について、八千代市事務決裁規程（昭和42年八千代市訓令甲第6号）に基づき契約課長の決裁により契約を締結する必要があるが、担当課である教育センター所長の決裁により契約を締結していた。</p> <p>今後は、適切な契約事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>契約事務について、今後は八千代市事務決裁規程及び八千代市財務規則等に基づき、適切に事務処理を行ってまいります。</p>
公民館	指摘事項	<p>1 物品設備利用収入に係る収納手続について</p> <p>【所見】</p> <p>公民館における物品設備利用収入（複写料）について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第35条第1項の規定により、現金を直接収納したときは特別の事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込む必要があるが、当該収入の翌々日以降の払い込みが一部認められた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な収納事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>収納事務につきましては、原則として、当日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込む必要がありますが、職員の配置等の関係から当日又は翌営業日までの払い込みが困難であることから、1週間に2回程度の収入金の払い込みにする手続を行った上で、適切な収納事務に改めた。</p>
文化・スポーツ課	指摘事項	<p>1 教育委員会専用の公印の取扱いについて</p> <p>【所見】</p> <p>教育委員会専用の公印の取扱いについて、八千代市公印規則（昭和48年八千代市規則第25号。以下「規則」という。）別表によると、教育委員会専用の八千代市長印の用途は、補助執行に係る事務に関する文書と定められているが、用途外である八千代市陸スポーツ広場の土地賃貸借契約書に当該公印を使用していた。</p> <p>今後は、適切な公印の取扱いを行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>八千代市公印規則（昭和48年八千代市規則第25号）及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成18年八千代市訓令甲第4号）に基づき、公印を取り扱う業務の整理を行うことで、適切な公印の取扱いについて徹底するとともに、使用に当たって起案者以外の者による確認を行うなど、チェック体制の見直しを図りました。</p>